

平成 20 年（2008 年）3 月 12 日
厚 生 委 員 会 資 料
保 健 福 祉 部 生 活 援 護 担 当

中野区自立生活資金貸付条例施行規則で定める主な事項(案)について

1 貸付要件の特例

生活保護受給中のひとり親世帯が、貸付を受けられる特例を定める。

2 連帯保証人

(1) 連帯保証人は、関東近県及び山梨県居住であること。

(2) 3 親等以内の親族の場合は、国内居住であること。

(3) 災害や緊急性があるときは、連帯保証人を立てることが特に困難と認め、貸付を行う。

3 償還期間

貸付金額 5 万円以下は、10 か月以内

5 万円を超え 7 万円以下、15 か月以内

7 万円を超え 15 万円以下、18 か月以内

15 万円を超え 25 万円以下、24 か月以内

25 万円を超え 35 万円以下、30 か月以内

35 万円を超え 45 万円以下、36 か月以内

45 万円を超え 55 万円以下、50 か月以内

55 万円を超え 70 万円以下、60 か月以内

償還の負担軽減を図るため、貸付金額による償還期間を最大 36 か月以内を 60 か月以内に期間延長する。このことにより、毎月の償還額を現行 4 千円～2 万円から 4 千円～1 万 2 千円とし、償還の負担軽減を図る。

4 報告等の求め

借受人から償還方法の変更・償還免除申請書の届出、借受人又は連帯保証人の氏名変更、住所異動、死亡などの際は届出や報告を求める。